

福岡市ひとり親家庭等自立促進計画

平成22年3月

福岡市

目 次

第1	計画策定の基本的事項	1
1.	計画策定の背景	2
2.	計画の位置づけ等	2
3.	計画の期間	2
4.	策定経過	2
第2	ひとり親世帯の現状	3
1.	世帯数と子どもの数	3
2.	世帯の状況	4
3.	ひとり親家庭となった当時の状況	5
4.	職業の状況	6
5.	住宅の状況	8
6.	生計の状況	9
7.	生活の状況	10
8.	子どもの状況	11
9.	行政機関に対する要望	12
第3	基本的な方向性と取り組む施策	13
1.	ひとり親家庭の現状と課題	13
2.	施策の方向性	14
3.	施策体系	15
4.	取り組む施策	16
	(1) 子育てや生活支援	16
	(2) 就業支援	19
	(3) 養育費の確保	20
	(4) 経済的支援	21
	(5) 相談体制の充実	22

第1 計画策定の基本的事項

1. 計画策定の背景

我が国における母子家庭や寡婦に対する福祉施策については、昭和27年の戦争未亡人対策から始まり、それぞれの時代に応じた施策となるよう数度の改訂を経ながら現在に至っています。

しかし、近年の離婚件数の増加に伴い、母子家庭や父子家庭いわゆるひとり親家庭が急増しており、ひとり親家庭を巡る状況は大きく変化しています。

こうした中で、母子家庭等施策を根本的に見直し、新しい時代の要請に対応するため、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、平成15年4月から施行されています。この改正法においては、ひとり親家庭に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼をおき、1) 子育てや生活支援策、2) 就業支援策、3) 養育費の確保策、4) 経済的支援策を総合的に展開することとされています。

また、この改正母子及び寡婦福祉法第11条に基づき、国において「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められています。その中で「都道府県及び市等では、本基本方針に即して、『母子家庭及び寡婦自立促進計画』を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。」とされています。

さらに、経済情勢の変化により母子家庭の母の就業が一層困難となっていることから、母子家庭の母の就業の支援に関する特別の措置を講じるため、平成15年7月17日に「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が、平成20年3月31日までの時限立法として成立し、国の基本方針及び都道府県及び市等の策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画について、母子家庭の母の就業の支援に特別の配慮がなされました。

このような国の動向もあり、各自治体においても従来以上に母子家庭の自立を支援していく必要があり、福岡市においても、ひとり親家庭に対する施策を総合的に展開し計画的に推進するために、平成17年度から平成22年度までの6年間を対象期間として母子家庭及び寡婦に加え支援を必要としている父子家庭も対象とした「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しひとり親家庭に対する支援を推進してきました。

しかしながら、その後もひとり親家庭を取り巻く社会の状況は大きく変化し続けており、更に実のある支援を進めるために、計画の見直しを行いました。

2. 計画の位置づけ等

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市の次世代育成支援福岡市行動計画・後期行動計画である「新・福岡市子ども総合計画」の実施計画として位置づけます。

したがって、この計画は、「新・福岡市子ども総合計画」を受けて、子育てにハンディを負う母子家庭や父子家庭、いわゆるひとり親家庭の自立促進を図ることによって、子どもが将来に夢や目標を抱いて健全に育っていくことができるような環境を整えることをねらいとしています。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、「新・福岡市子ども総合計画」と同様に平成22年度から26年度までの5年間とします。

ただし、計画策定後の情勢変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 策定経過

本計画の基本的な方向性について定めている「新・福岡市子ども総合計画」の策定にあたっては、福岡市児童福祉審議会への諮問、福岡市次世代育成支援推進協議会からの意見聴取、次世代育成支援に関するアンケート調査及びパブリック・コメント手続きを実施しました。また、本計画について関係団体からの意見聴取を実施しました。

第2 ひとり親世帯の現状

福岡市では、ひとり親家庭の日常生活の状況や要望等を把握し、今後の福祉施策の充実及びその効果的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、昭和54年より5年ごとに、実態調査を行っています。以下の、内容については、特に記載のないものについては、平成18年に実施した実態調査によります。(平成18年11月1日現在。なお、端数整理をしていないため、推計値、構成比などの表面上の計が合わないことがあります。)

1. 世帯数と子どもの数

(1) 世帯数の動向

本市における、ひとり親家庭の世帯数は、母子家庭が18,760世帯、父子世帯が2,572世帯と推計されます。

総世帯数(662,671世帯)に占める割合(出現率)は、母子家庭が2.83%、父子家庭が0.39%となっています。全国の出現率は、母子家庭2.7%、父子家庭0.4%となっており、福岡市は全国とほぼ同程度です。

また、前回の平成13年度の調査と比較すると、母子家庭は増加していますが、父子家庭は減少しています。

資料1 ひとり親家庭の世帯数と出現率

	母子家庭		父子家庭	
	世帯数	出現率	世帯数	出現率
平成18年	18,760	2.83	2,572	0.39
平成13年	17,212	2.81	2,905	0.48
平成8年	14,910	2.69	2,530	0.45
平成3年	14,180	2.82	2,420	0.48

(注) 住民基本台帳より「母子家庭」、「父子家庭」と推測される世帯を抽出

(2) 原因別世帯数の動向

ひとり親家庭の原因別世帯数を見ると、母子家庭は離婚などの「生別」によるものが16,976世帯と最も多く、90.5%を占めており、次いで、「死別」は1,764世帯(9.4%)となっています。前回平成13年の調査と比較すると「生別」の割合が増加しています。

父子家庭では「生別」が1,963世帯(76.3%)、「死別」は609世帯(23.7%)となっており、「生別」が「死別」を大きく上回っているものの、母子家庭と比べて「死別」の割合が高くなっています。

資料2 ひとり親家庭の原因別世帯数

	母子家庭				父子家庭			
	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明
平成18年 (構成比)	18,760 100.0	1,764 9.4	16,976 90.5	20 0.1	2,572 100.0	609 23.7	1,963 76.3	- -
平成13年 (構成比)	17,212 100.0	2,068 12.0	15,117 87.8	27 0.2	2,905 100.0	730 25.1	2,142 73.7	33 1.2
平成8年 (構成比)	14,910 100.0	2,210 14.9	12,550 84.2	150 1.0	2,530 100.0	670 26.6	1,820 71.9	40 1.5
平成3年 (構成比)	14,180 100.0	2,290 16.2	11,760 82.9	130 0.9	2,410 100.0	740 30.8	1,660 68.9	10 0.6

(3) 子どもの数

20歳未満の子どもの数は、母子家庭が29,300人、父子家庭が4,320人となっており、1世帯あたりの子どもの数は、母子家庭が1.56人、父子家庭が1.67人となっています。

ひとり親家庭の子どもの就学等の状況を見ると、「義務教育終了後」が11,790人(18.0%)と最も多く、「中学生」6,470人(16.8%)、「小学4～6年生」5,760人(15.1%)、「小学1～3年生」4,860人(12.6%)、「未就学児」4,740人(5.36%)となっています。

※()内は、平成18年5月1日現在の児童・生徒数に占めるひとり親家庭の子どもの割合

2. 世帯の状況

(1) 父、母の年齢

母子家庭の母の年齢は、「40～44歳」が25.0%と最も多く、次いで「35～39歳」が21.9%、「45～49歳」が19.3%であり、合わせると「35～49歳」が66.2%を占めています。

また、父子家庭の父の年齢は、「45～49歳」が26.7%と最も多く、次いで「40～44歳」が19.8%、「35～39歳」と「50～54歳」が16.7%であり、合わせると「40～54歳」が63.2%を占めており、父の年齢が母の年齢より高い傾向があります。

(2) 同居家族の状況

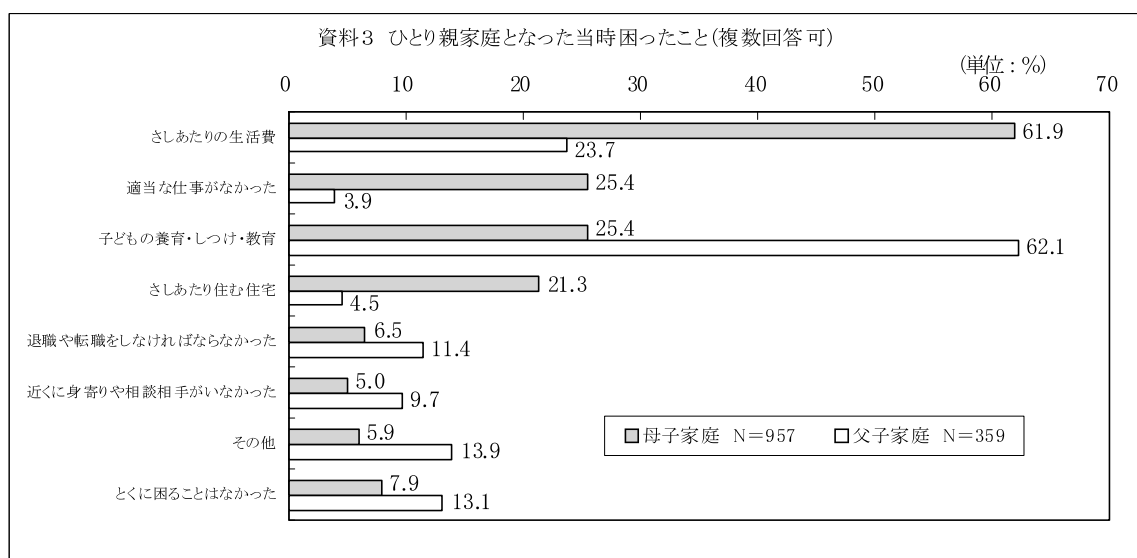
母と20歳未満の子どものみの母子家庭は66.0%であり、他に同居家族のいる母子家庭は34.0%となっており、同居家族は「母(子どもからは祖母)」17.2%、「20歳以上の子ども(子どもからは兄・姉など)」14.3%、「父(子どもからは祖父)」7.9%などとなっています。

これに対し、父と20歳未満の子どものみの父子家庭は50.1%、他に同居家族のいる父子家庭は49.9%となっており、同居家族は「母(子どもからは祖母)」29.2%、「20歳以上の子ども(子どもからは兄・姉など)」15.3%、「父(子どもからは祖父)」14.5%となっています。母子家庭と父子家庭を比べると父子家庭で同居世帯が多くなっています。

3. ひとり親家庭となった当時の状況

(1) ひとり親家庭となった当時困ったこと

ひとり親家庭となった当時困ったことは、母子家庭では「さしあたりの生活費」が61.9%と最も多く、次いで「適当な仕事がなかった」と「子どもの養育・しつけ・教育」が25.4%、「さしあたり住む住宅」が21.3%となっていますが、父子家庭では「子どもの養育・しつけ・教育」が62.1%と高い割合になっており、「さしあたりの生活費」が23.7%、「さしあたり住む住宅」が4.5%と母子家庭に比較して低い数値となっています。



(2) 養育費の状況

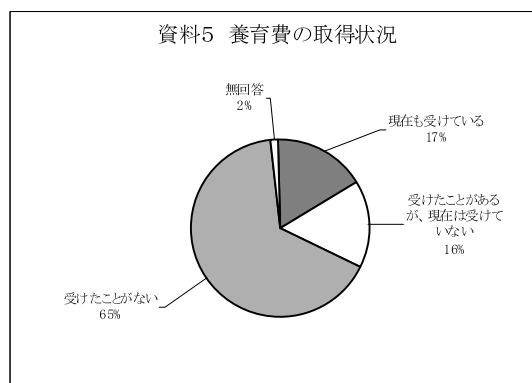
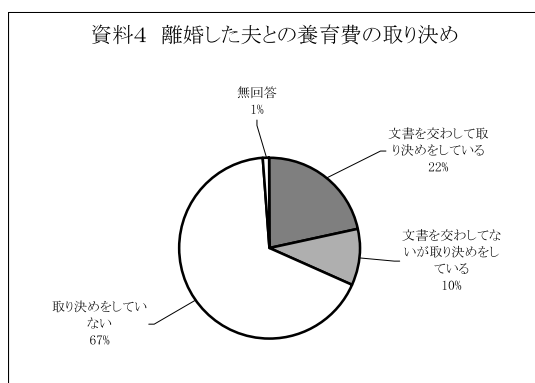
離婚した夫からの子どもの養育費のことで相談した相手は、「親族」18.6%、「家庭裁判所」16.9%と多いが、一方では「相談しない」は50.7%と約半数を占めています。

離婚した母子家庭で、養育費を「文書を交わして取り決めをしている」人は21.8%、「文書を交わしていないが、取り決めをしている」人は10.0%となっており、「取り決めをしていない」人は67.0%と6割を超えています。

取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意志や能力がないから」が65.4%と最も多く、次いで「取り決めに交渉したが、まとまらなかった」が9.7%などとなっています。

養育費の受給状況は、「現在も受けている」「受けたことがあるが、現在は受けていない」を合わせると32.3%であり、「受けたことがない」は65.9%となっています。

また、養育費の月平均金額としては、約4万5,245円となっています。

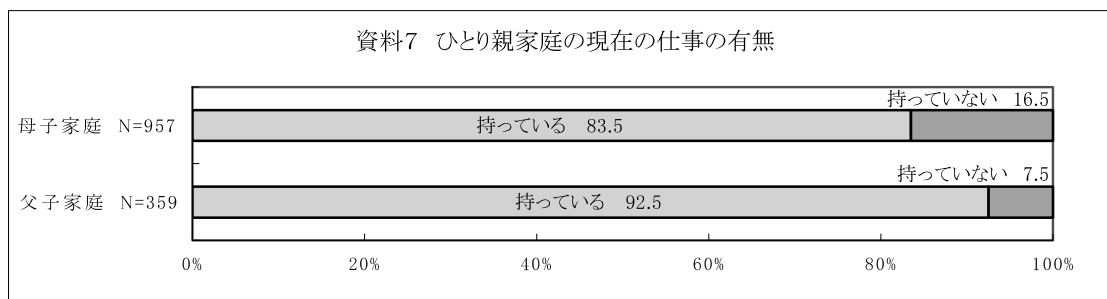
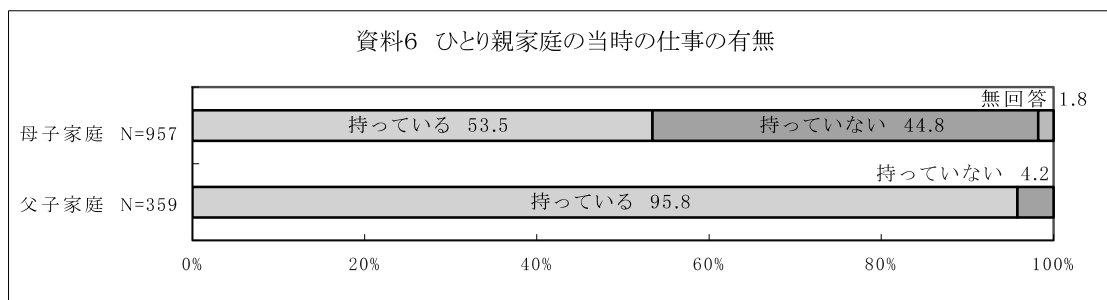


4. 職業の状況

(1) 有業率

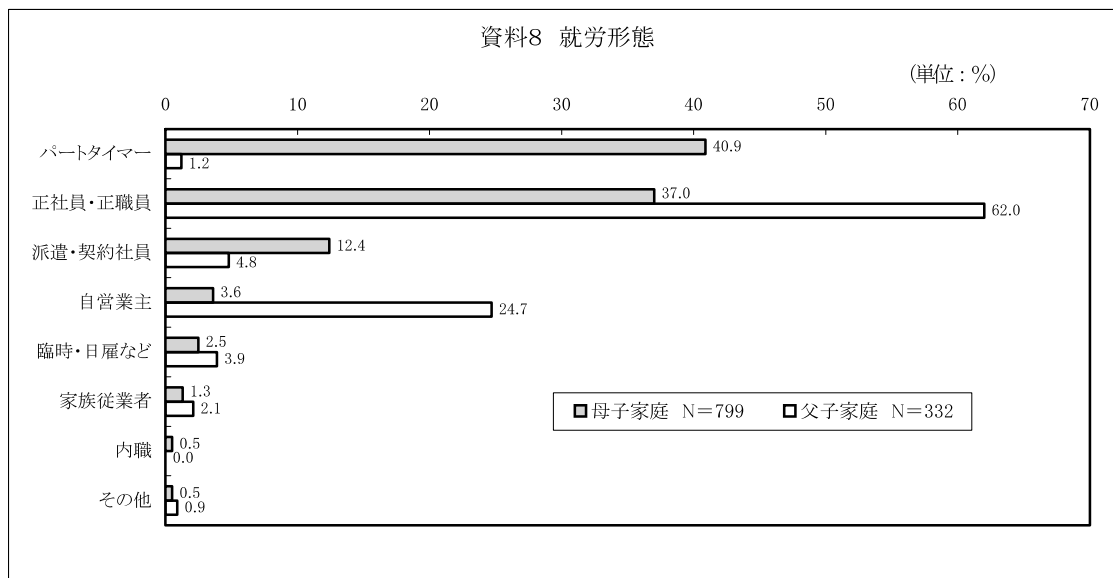
ひとり親家庭になった当時仕事を持っていた人の割合は、母子家庭の母で 53.5%，父子家庭の父で 95.8%となっていますが、現在仕事を持つ人の割合は、母子家庭の母で 83.5%，父子家庭の父で 92.5%となっています。

父子家庭の父の有業率は、ほぼ変わりませんが、母子家庭の母は、母子家庭となってから仕事を持つケースが非常に多くなっています。



(2) 就労形態

現在職業を持つ人の就労形態は、父子家庭で「正社員・正職員」が 62.0%と最も多くなっていますが、母子家庭は「パートタイマー」が 40.9%「正社員・正職員」が 37.0%となっており、父子家庭と比べて「パートタイマー」の割合が多くなっています。



(3) 仕事による収入

仕事による1か月あたりの収入(手取り:ボーナスなどは除く)は、母子家庭の母の場合「10～15万円未満」が32.9%と最も多く、1か月あたりの手取り収入は平均で14万7,980円と推計されます。なお、前回の調査(平成13年)では14万9,000円と推計されています。

父子家庭の父の場合「25～30万円未満」が22.0%と最も多く、ついで「30～40万円未満」20.5%、「15～20万円未満」17.8%となっています。なお、1か月あたりの手取り収入は平均で29万1,012円と推計されます。なお、前回の調査では27万1,000円と推計されています。

(4) 職業上の不満, 不安, 悩み

職業上の不満, 不安, 悩みは、ともに「収入が少ない」が最も多く、母子家庭で56.9%、父子家庭で34.6%となっています。次いで、「雇用や身分が不安定」が母子家庭で26.5%となっており、父子家庭の14.5%と比べて高い傾向があります。

(5) いまの職業の継続意向

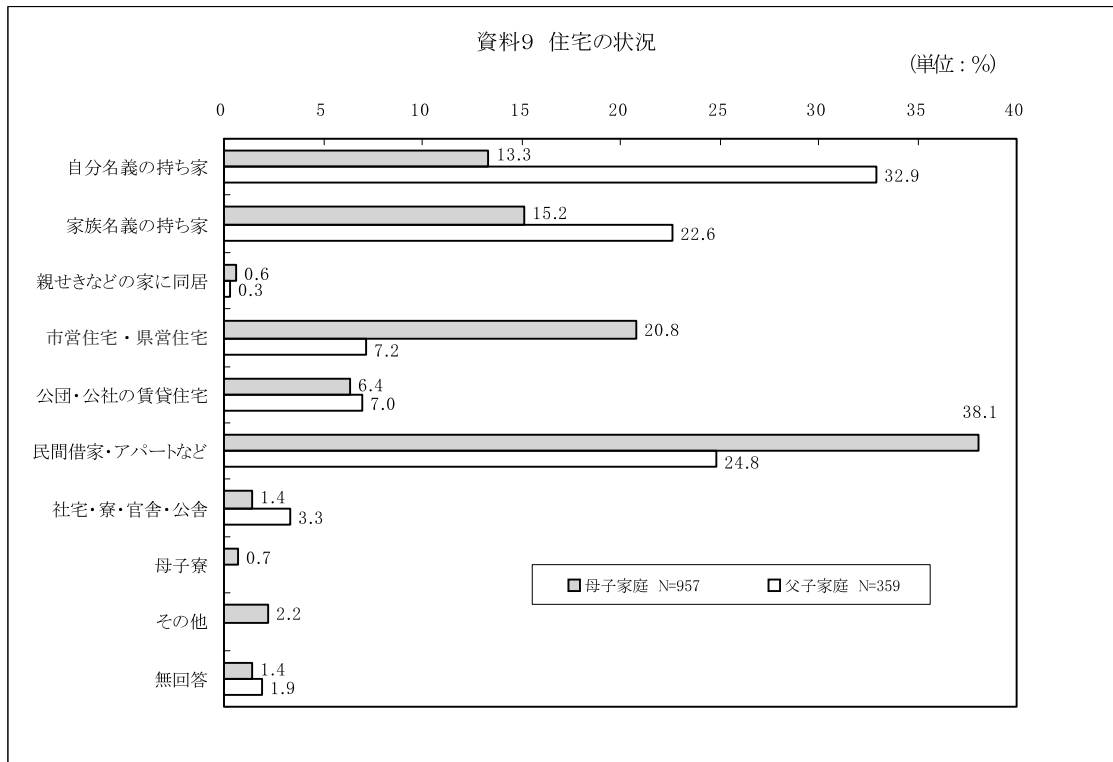
いまの職業を続けることについては、「いまの仕事を続けたい」が母子家庭で59.9%、父子家庭で78.3%、「他の仕事に変わりたい」が母子家庭で33.7%、父子家庭で18.7%となっています。

(6) 現在仕事を持っていない方の就業意向

現在仕事を持っていない方の今後の就業意向は、「いま仕事を探している」、「そのうち仕事を持ちたい」を合わせると、母子家庭で76.0%、父子家庭で77.8%と高い傾向があります。

5. 住宅の状況

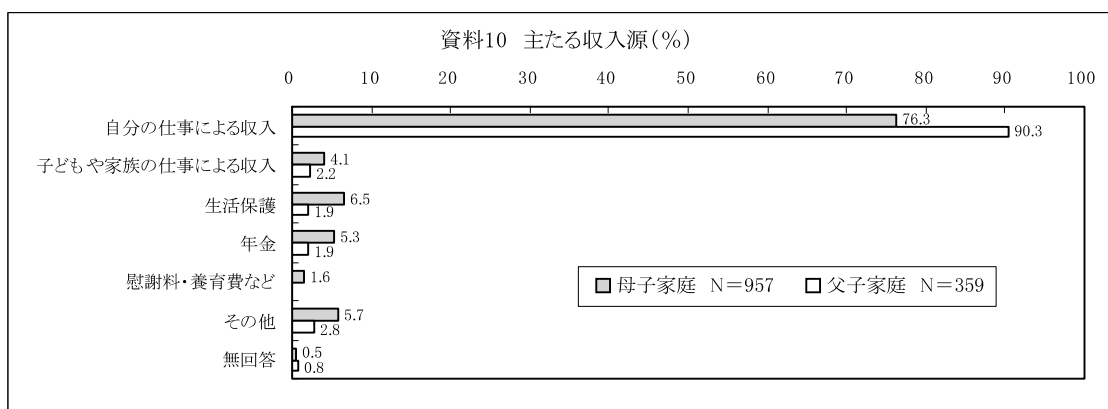
住宅の状況は、母子家庭では「自分名義の持ち家」13.3%、「家族名義の持ち家」15.2%を合わせた「持ち家」が28.5%となっています。一方、父子家庭では「自分名義の持ち家」32.9%、「家族名義の持ち家」22.6%を合わせた「持ち家」が55.5%となっており、母子家庭と比べて「持ち家」の割合が高くなっています。



6. 生計の状況

(1) 収入源

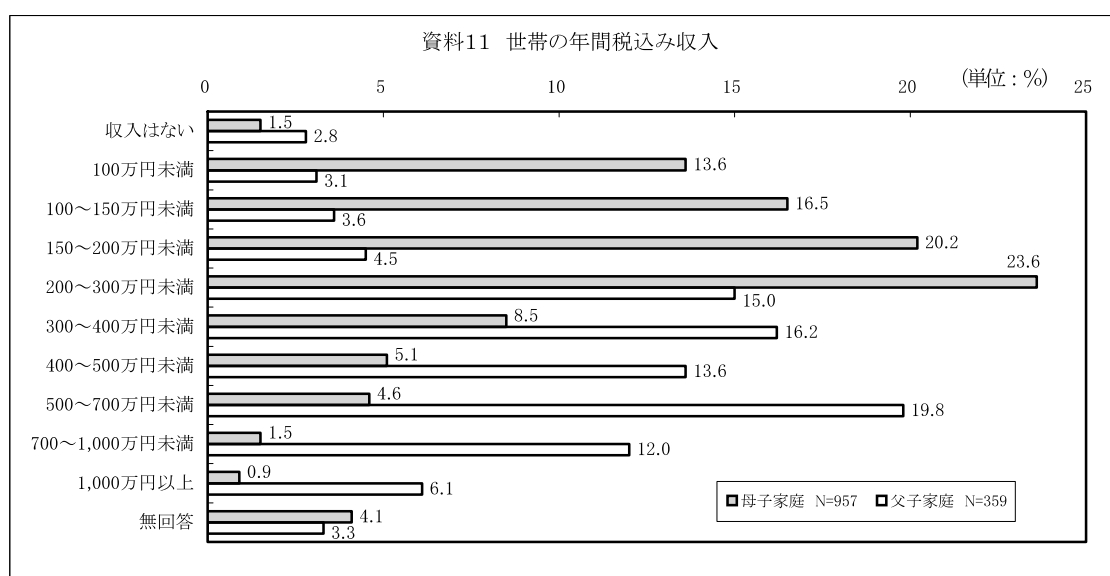
生計を支える主たる収入源としては、母子家庭・父子家庭のいずれも「自分の仕事による収入」が最も多く、母子家庭は76.3%、父子家庭では90.3%となっています。



(2) 世帯の年間税込み収入

世帯の年間税込み収入は、母子家庭は「200～300万円未満」が23.6%と最も多く、1世帯平均年収で239万円と推計され、前回の調査（平成13年）よりも6万円上昇しています。

父子家庭の場合「500～700万円未満」が19.8%と最も多く、次いで「300～400万円未満」16.2%、「200～300万円未満」15.0%の順で、1世帯平均年収で494万円と推計され、前回の調査よりも17万円ほど減少しています。

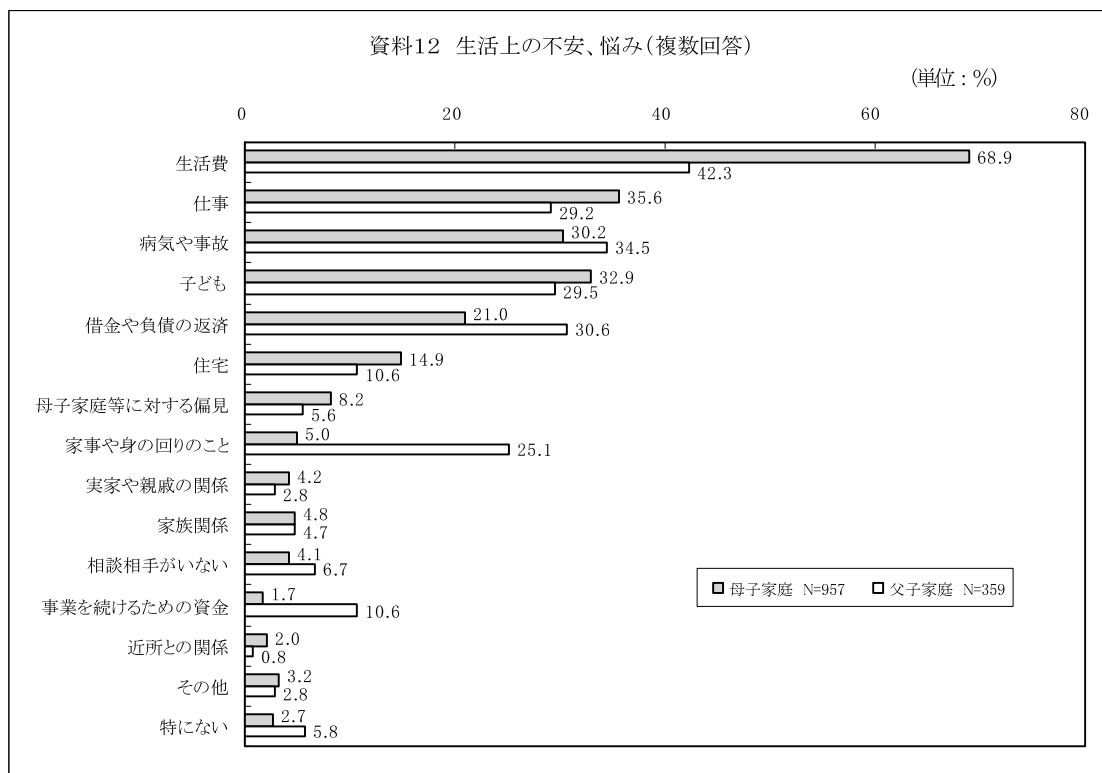


7. 生活の状況

(1) 生活上の不安・悩み

生活上の不安や悩みは、母子家庭の母で「生活費」が68.9%と最も多く、次いで「仕事」35.6%、「子ども」32.9%「病気や事故」30.2%、となっています。

父子家庭の父では母子家庭の母と同様に「生活費」が42.3%と最も多く、次いで「病気や事故」34.5%、「借金や負債の返済」30.6%、「子ども」29.5%、「仕事」29.2%、の順になっています。



(2) 問題が起きた場合の相談相手

いろいろな問題が起きた場合の相談相手として、母子家庭の母は「友人・知人」が56.8%と最も多く、次いで「実家や親せきの人」43.4%、「子どもや家族」35.9%、などで、「自分で解決している」は16.7%となっています。

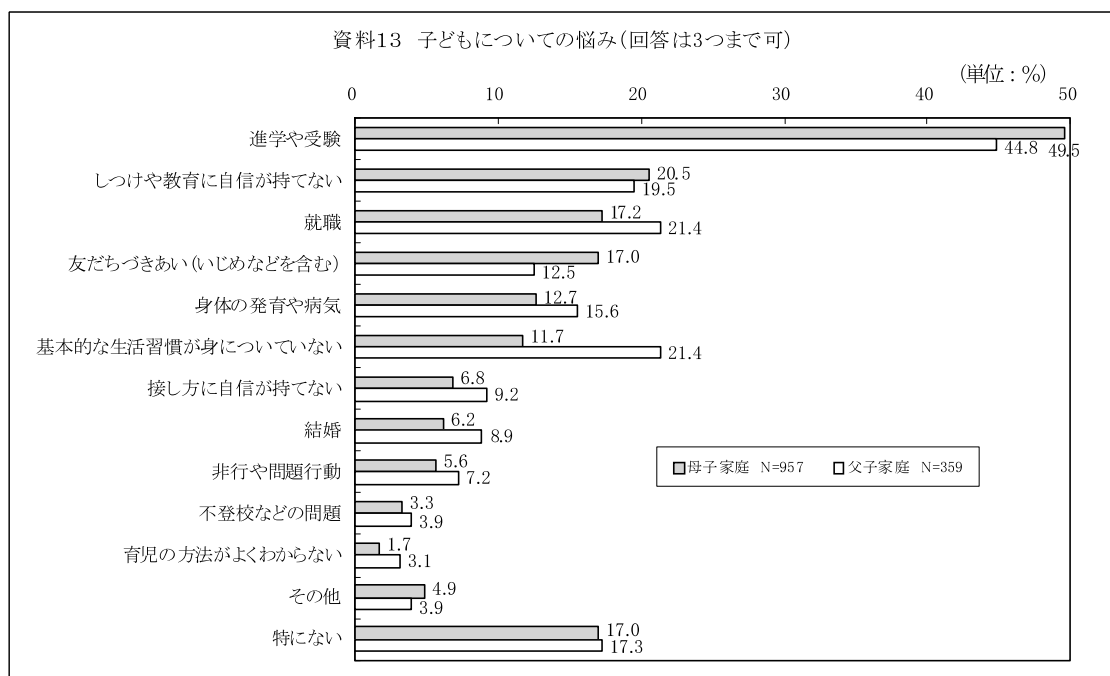
父子家庭の父は「実家や親せきの人」38.7%、「友人・知人」36.2%、「子どもや家族」26.5%などが多いが、最も多いのは「自分で解決している」で34.8%となっており、その比率は母子家庭の母よりも高くなっています。

なお、「福祉事務所」や「母子自立支援員」などの公的機関への相談は、母子家庭で4.0%、父子家庭で1.9%と低い結果が見られます。

8. 子どもの状況

(1) 子どもについての悩み

子どもについての悩みは、母子家庭の母では、「進学や受験」49.5%、「しつけや教育に自信が持てない」20.5%が多くなっていますが、父子家庭の父では「進学や受験」44.8%が最も多く、次いで「子どもに基本的な生活習慣が身についていない」と「子どもの就職」がともに21.4%となっています。



(2) 子どもとの団らんの機会

子どもとの団らんの機会が、「十分取れている」「まあ取れている」を合わせると、仕事の日では母子家庭で30.8%、父子家庭で28.7%、休みの日では、母子家庭で74.0%、父子家庭で59.0%となっています。一方、団らんの機会が「あまり取れていない」「まったく取れていない」を合わせると、仕事の日では、母子家庭で53.6%、父子家庭で62.7%、休日でも、母子家庭で19.6%、父子家庭で36.5%におよんでいます。

(3) 子どもの世話

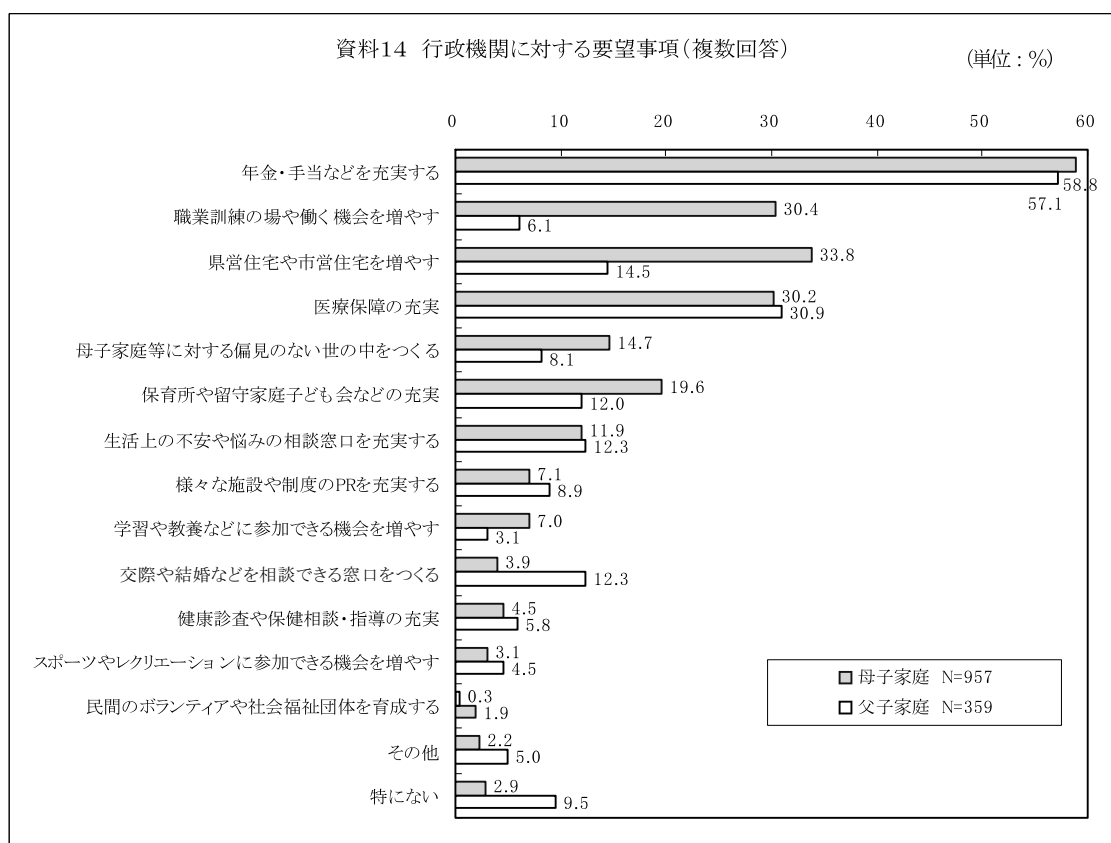
未就学児がいる世帯で子どもを保育所に預けている家庭は、母子家庭で70.5%、父子家庭で67.5%となっています。また、小学校1~3年生がいる世帯で留守家庭子ども会を利用している家庭は母子家庭で45.0%、父子家庭で28.2%となっています。

9. 行政機関に対する要望

①母子家庭では「年金・手当などを充実する」が 58.8%と最も多く、次いで「県営住宅や市営住宅を増やす」33.8%、「職業訓練の場や働く機会を増やす」30.4%、「医療保障の充実」30.2%、「母子家庭等に対する偏見のない世の中をつくる」14.7%などがあげられています。

②父子家庭では「年金・手当などを充実する」が 57.1%と最も多く、次いで「医療保障を充実する」30.9%、「県営住宅や市町村営住宅を増やす」14.5%、「生活上の不安や悩みの相談窓口を充実する」と「交際や結婚などを相談できる窓口をつくる」12.3%などがあげられています。

③母子家庭と父子家庭の要望が大きく異なる項目としては、「職業訓練の場や働く機会を増やす」、「県営住宅や市町村営住宅を増やす」、「母子家庭等に対する偏見のない世の中をつくる」、「交際や結婚などを相談できる窓口をつくる」などがあります。



第3 基本的な方向性と取り組む施策

1. ひとり親家庭の現状と課題

母子家庭の母は、小さい子どもや就学中の子どもを抱えながら就業している場合が多いにもかかわらず、ほとんどが子どもと母のみの世帯であり、母の就業中子どもの保育を必要としている現状がみられます。

就業については、母子家庭となった当時において就業していない場合も多く、職業経験に乏しく十分な知識や技能を持たないまま、生活のために就業しなければならない現状があります。一方、就業のための知識や技能の習得に際しても、その間の生活に不安があるなどの理由により、習得を断念せざるを得ない場合もあります。

就労形態は、パートタイマーが大半を占め、収入も低い状況が見られ、就業上の悩みとして収入が少ないと考えている方が半数以上いるとともに、雇用形態を反映して、身分が不安定であると考えている方も多く見られます。このため、転職を希望する方も少なくありません。また、仕事を持たない方についても、多くの方は今後就業したいと考えています。

養育費についても、相手に支払う意思がない、交渉したがまとまらなかったなど様々な理由で取得していない方が多い状況があります。

また、子どもの教育や進学、しつけ、生活費など多くの悩みを抱えています。

父子家庭の父については、ひとり親家庭となる以前から就業していた方が多く、その大半は正社員などの常用雇用者であり、収入についても母子家庭と比べて高い傾向があります。また、住居についても母子家庭と比べて、持ち家の割合が高くなっています。

他方、子どもとの団らんの機会が少ないと感じている家庭も多く、子どものしつけや家事、身の回りのことなどに関する悩みが母子家庭に比べて高い傾向があります。今日の核家族化の進展や地域における人間関係の希薄化により、従来以上に子育てや生活面での支援が必要となっています。

2. 施策の方向性

ひとり親家庭に対する施策，特に母子家庭に対する施策は，これまで，国の方針に基づき，児童扶養手当の給付を中心とした経済的な支援に重点が置かれてきました。近年の経済状況の悪化により経済的支援の必要性は益々高くなっています。平成 22 年度からは児童扶養手当の父子家庭への拡充や子ども手当の創設など経済的な支援が充実することになりました。

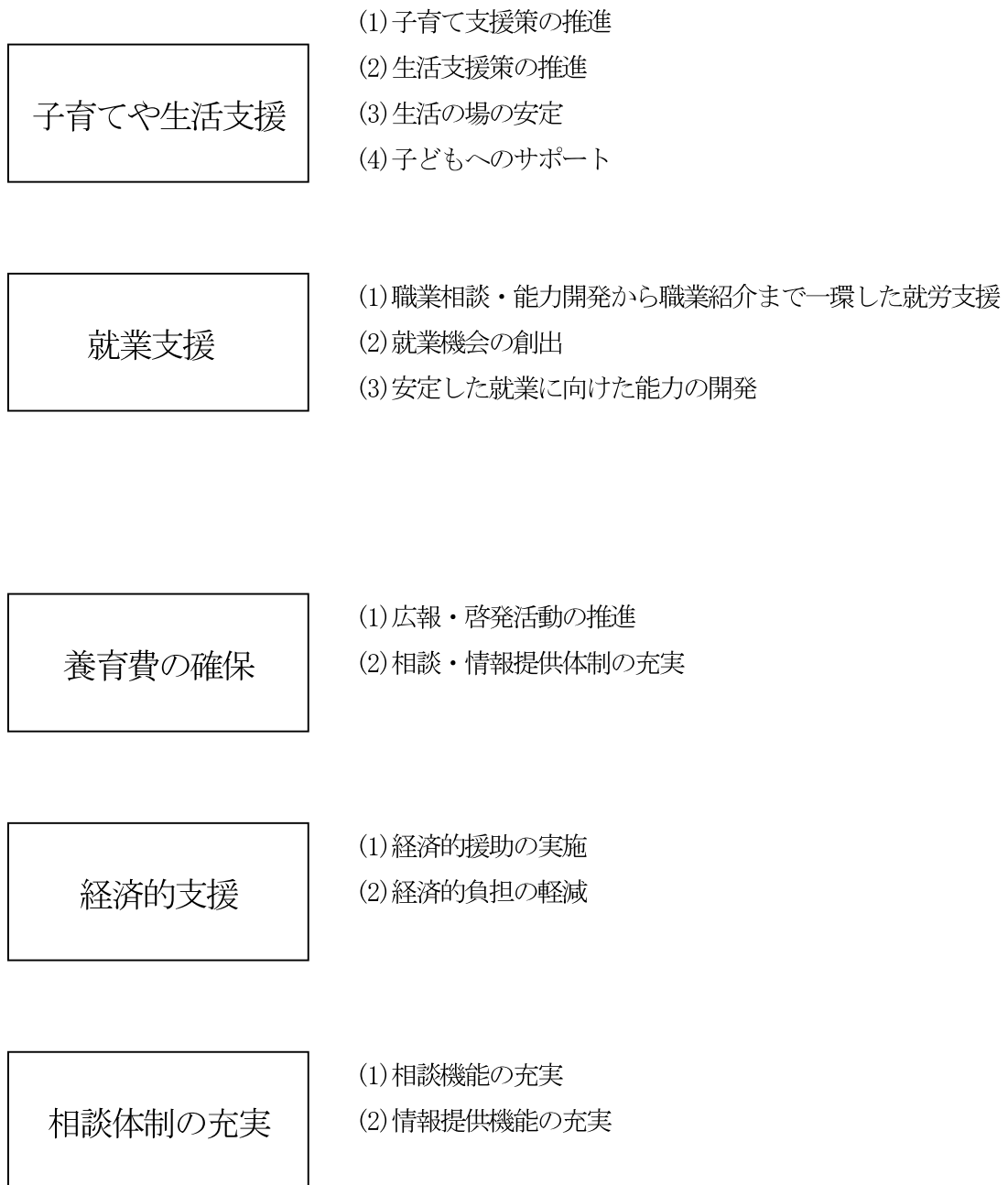
本市においては，ひとり親家庭の世帯数の増加，特に生別世帯の割合が増加傾向にあり，これに伴って，児童扶養手当の受給者も増加しており，厳しい財政状況の中，ひとり親家庭の方々のために効果的な施策を実施する必要があります。

今後，母子家庭については，主体的な能力開発を支援することなどにより，就業やより高い収入を得るための転職等を支援すると同時に，就業の際の子育てと仕事の両立を支援する必要があります。加えて，養育費の取得や，経済的な支援，相談機能の充実など総合的な支援を行っていく必要があると考えます。また，父子家庭においても，経済的支援に加え，子育てや生活と仕事の両立の支援や相談機能の充実を図っていく必要があると考えます。

以上のような観点から，ひとり親家庭に対する基本的な方向性として「子育てや生活支援」「就業支援」「養育費の確保」「経済的支援」「相談体制の充実」を 5 つの柱として，各種事業を総合的に展開していきます。

3. 施策体系

(体系図)



4. 取り組む施策

(1) 子育てや生活支援

○施策の概要

ひとり親家庭が安心して子育てを行えるとともに、就業はもちろん求職活動、就業のための職業訓練を十分に行うことができるよう、保育所の優先入所、夜間保育、子どもや親の病気の際の保育など多様な保育サービスを提供することや、市営住宅の優先入居を推進することにより、子育てや生活面での支援を推進します。また、育児やしつけ、不登校など子育てに関する情報提供や相談体制を充実させます。

①子育て支援策の推進

ア. 保育所の優先入所（対象：母子家庭・父子家庭）

就業中のひとり親家庭の子どもの保育所への優先入所を行ないます。また、求職活動中のひとり親家庭の子どもの保育所入所についても一定の配慮をします。

イ. 多様な保育サービスの提供（対象：一般）

保育所の入所定員の増加や保育時間の延長（延長保育）、日曜・祝日等の保護者の就労等による保育（休日保育）、夜間の保護者の就労等による保育（夜間保育）、週に2,3日程度又は午前、午後のみなど必要に応じた保育（特定保育）、といった多様な保育サービスを提供します。

また、親の勤務等の都合により、病気回復期にある小学校3年生までの児童の養育が困難な場合に、看護師が常時いるデイケアルームで一時保育する病児・病後児デイケア事業を実施します。

さらに、保護者等が通院等のため一時的に家庭内で保育ができない場合に子どもを預かる一時預かり事業を実施します。

(通常保育	平成21年度末	24,319人	→	平成26年度末	26,519人)
(延長保育	平成21年度末	164か所	→	平成26年度末	172か所)
(休日保育	平成21年度末	5か所	→	平成26年度末	7か所)
(夜間保育	平成21年度末	2か所	→	平成26年度末	2か所)
(特定保育	平成21年度末	3か所	→	平成26年度末	7か所)
(病児・病後児デイケア事業	平成21年度末	12か所	→	平成26年度末	16か所予定)
(一時預かり事業	平成21年度末	0カ所	→	平成26年度末	8カ所)

ウ.留守家庭子ども会事業（対象：一般）

放課後、帰宅しても保護者が仕事などのために不在である家庭の児童を対象として、小学校（一部の小学校を除く）内の「留守家庭子ども会」で遊びと生活の場を提供する事業を推進します。平成 22 年度からは小学校 1 年生から 3 年生までの利用を小学校 4 年生までに拡大します。（※一部の留守家庭子ども会において 4 年生は夏休みなど長期休業中のみ。また、障がい児は従来から 6 年生まで。）また、今後段階的に対象学年を小学校 6 年生まで拡大していきます。

（全学年受入れ可能施設数 平成 21 年度末 0 か所 → 平成 26 年度末 139 か所）

エ.ファミリー・サポート・センター事業（対象：一般）

地域において、「子育てを応援して欲しい人（依頼会員）」と「子育てを応援したい人（提供会員）」が、地域のなかで行う育児の相互援助活動を推進します。

（平成 20 年度末 会員数 4,946 人 → 平成 26 年度末 会員数 7,200 人）

オ.母子寡婦福祉資金貸付金（対象：母子家庭・寡婦）

母子寡婦福祉資金貸付金制度の広報・周知の充実を図ります。なお、平成 21 年度からは原則、連帯保証人を不要とし、より利用しやすい制度となっております。今後も利用の促進に努めます。

カ.子どもプラザ（対象：一般）

乳幼児親子がいつでも気軽に訪れ、自由に遊ぶことができる場所で、情報交換をしたり気軽に相談をしたりできる場を提供します。

（平成 21 年度末 14 か所 → 平成 26 年度末 14 か所）

キ.子育て交流サロン（対象：一般）

公民館など身近な地域の会場を利用して、子育てサポーターが見守り、プログラムを設けず、乳幼児の親子が開設時間内の好きな時間に訪れて、自由に過ごす場である「子育て交流サロン」の開設・運営を支援します。

（平成 20 年度末 110,000 人 → 平成 26 年度末 138,000 人）

②生活支援策の推進

ア.母子家庭等日常生活支援事業（対象：母子家庭・父子家庭・寡婦）

就職活動や一時的な疾病、事故、出張等などのために、一時的に生活援助や保育サービスが必要な世帯に対し、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業を推進します。

イ. 子どもショートステイ事業（対象：一般）

保護者が疾病、出張、冠婚葬祭などで一時的に児童を養育できない場合に、児童養護施設や乳児院などで預かる子どもショートステイ事業の充実を図ります。

（平成21年度末 5か所 → 平成26年度末 8か所）

③生活の場の安定

ア. 市営住宅の優先入居（対象：母子家庭・父子家庭）

市営住宅の定期募集の申込みにあたり、ひとり親家庭に対して抽選の優遇制度を適用します。また、一定の要件に該当するひとり親家庭については優先入居制度による入居の促進を図ります。

イ. 母子生活支援施設における自立支援（対象：母子家庭）

育児や生活面で支援が必要な母子家庭を母子生活支援施設で保護するとともに、自立支援の充実を図ります。

ウ. DV相談・支援（対象：一般）

母子生活支援施設において、夫等からの暴力による被害母子等を保護する緊急一時保護事業を実施します。また、福岡県女性相談所や民間シェルターと協力し、夫等からの暴力による被害母子等の支援を推進します。さらに、DV相談や支援体制の充実を図ります。

④子どもへのサポート

ア. 子どもに関する相談

・各区子育て支援課（対象：一般）

育児、しつけなどに関する相談や子育て支援に関する様々な情報を提供します。

・各区健康課（対象：一般）

身体の発育、健康相談などに関する相談や健康に関する様々な情報を提供します。

・こども総合相談センター（えがお館）（対象：一般）

育児や子どもの発育・発達に関する心配、いじめなど学校生活に関する悩みなど、子どもに関する様々な相談に対応しています。

イ. 母と子の体育大会（対象：母子家庭・寡婦）

財団法人福岡市母子福祉会の開催する母と子の体育大会に関して、大会の開催を支援し、親子のふれあい、レクリエーションの場の提供に努めます。

(2) 就業支援

○施策の概要

母子家庭の自立に向けて、就業に必要な知識や技能の習得のための主体的な能力開発を支援するとともに、福岡市立母子福祉センターを母子家庭の就業支援のための中核的な施設として位置づけ、就業相談から情報提供、就業支援講習会の開催、無料職業紹介事業まで一環した就業支援サービスを行います。また、公共職業安定所や市の関係各局で連携して、より効果的な就業への支援を検討するとともに父子家庭への就業支援に取り組みます。

①福岡市立母子福祉センターにおける就業支援の充実(対象:母子家庭)

母子家庭の母等の就業を支援するため福岡市立母子福祉センターにおいて一環した支援を行うよう充実させます。

- ・ **就業相談**

専門の就業支援員によるきめ細やかな就業相談を実施し、土日・夜間の相談も行います。

- ・ **情報提供**

民間や公的機関、マザーズハローワーク等と連携し、求人情報や講習会等の情報を提供します。その他、求人情報誌、新聞広告等から収集した情報を提供します。

- ・ **就業支援講習会**

利用者のニーズに沿った就職に結びつく可能性の高い技能・資格を取得できるように就業支援講習会を充実させます。また、昼間以外に休日や夜間の就業支援講習会も開催します。

- ・ **無料職業紹介事業**

就職者数の増加を目指します。

- ・ **無料職業紹介求人開拓事業**

専門の求人開拓員が求職者のニーズに合った求人を積極的に開拓します。

②企業合同面談会 (対象:母子家庭・父子家庭)

母子家庭の母・父子家庭の父を対象に、福岡市内および近郊の企業に参加を求め就職のための企業合同面談会を実施します。たくさんの企業に参加を呼びかけ、就職者数の増加を目指します。

③就業に向けた能力開発のための給付金事業

ア. 自立支援教育訓練給付金事業の実施 (対象:母子家庭)

母子家庭の母が就職につなげる能力開発のために教育訓練講座を受講し修了した場合に、支払った受講料の2割(上限10万円)の自立支援教育訓練給付金を支給します。

イ. 高等技能訓練促進費事業の実施（対象：母子家庭）

母子家庭の母が、就職に有利な准看護師・看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・教員（教育職員免許法第2条第1項に規定する教員に限る。）の資格を取得するために、養成機関において修業している場合に、その修業期間の全期間（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業している方のみ。）について、月額141,000円（市民税課税世帯70,500円）の高等技能訓練促進費を支給します。

カリキュラム修了後には入学支援修了一時金50,000円（市民税課税世帯25,000円の一時金を支給します。

(3) 養育費の確保

○施策の概要

子どもの養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではなく、別れた配偶者から受け取る養育費は、子どもが健全に育っていくために必要なものであると考えます。そこで、養育費の取得に関する啓発を行うとともに、法律面での相談の場を提供します。

①広報・啓発活動の推進（対象：母子家庭・父子家庭）

ア. ひとり親家庭ガイドブック・ホームページ

ひとり親家庭に対する制度をまとめた「ひとり親家庭ガイドブック」を発行したり、ホームページ等で支援内容を提供します。

②相談・情報提供体制の充実（対象：母子家庭・父子家庭・寡婦）

ア. 福岡市立母子福祉センターにおける法律相談

弁護士による法律相談や個別相談会、セミナーを開催し支援の充実を図ります。

イ. 男女共同参画推進センター・アミカスにおける法律相談や法律講座の開催

(4) 経済的支援

○施策の概要

自立に向けた準備期間において経済的支援を必要とするひとり親家庭に対して、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る取組を推進します。

①経済的支援の実施

ア. 児童扶養手当の支給 (対象：母子家庭・父子家庭・養育者家庭)

児童扶養手当制度に関する情報提供を行うとともに、適正な支給を行います。

※平成22年8月(予定)父子家庭への支給拡大

イ. 子ども手当の支給 (対象：一般)

子ども手当に関する情報提供を行うとともに、中学校修了までの児童を対象に適正な支給を行います。

ウ. 災害遺児手当の支給 (対象：母子家庭・父子家庭・養育者家庭)

災害による遺児を扶養している保護者に対して、災害遺児手当を支給します。

②経済的負担の軽減

ア. 子どもの医療費助成の実施 (対象：一般)

子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう医療費の助成を行います。

イ. ひとり親家庭等医療費助成の実施 (対象：母子家庭・父子家庭)

ひとり親家庭の母または父とその子及び父母のない子に対して医療費の助成を行います。

ウ. 母子寡婦福祉資金貸付金 (対象：母子家庭、寡婦) 再掲

母子寡婦福祉資金貸付金制度の広報・周知の充実を図ります。なお、平成21年度からは原則、連帯保証人を不要とし、より利用しやすい制度としております。今後も利用の促進に努めます。

(5) 相談体制の充実

○施策の概要

本市においては、これまで各区の保健福祉センター家庭児童相談室の家庭相談員をひとり親家庭の相談の総合的な窓口として位置づけてきました。今後も、家庭児童相談室における各種制度の情報提供や相談機能の充実を図るとともに、福岡市立母子福祉センターや男女共同参画推進センターにおいてもひとり親家庭の各種相談を行うなど相談体制の充実に努めます。

①相談機能の充実

ア. 各区子育て支援課による相談の充実 (対象：母子家庭・父子家庭・寡婦)

各区に設置されている家庭児童相談室は、身近な相談窓口としてひとり親家庭に関する様々な相談支援を行います。

イ. 福岡市立母子福祉センターにおける相談の充実 (対象：母子家庭・父子家庭・寡婦)

福岡市立母子福祉センターにおける相談員による生活相談、就業相談、弁護士による法律相談を行います。

ウ. 各種相談機関との連携

公共職業安定所、家庭児童相談室、福岡市立母子福祉センター、男女共同参画推進センターなどの連携を強化し、自立を支援する体制を整備します。

②情報提供の充実

ア. ひとり親家庭ガイドブックを発行します。

イ. ホームページや携帯サイトの充実を図ります。

福岡市ひとり親家庭等自立促進計画

平成 22 年 3 月

発行 福岡市子ども未来局子ども部子ども家庭課

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
TEL 092-711-4238